

東大阪市移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 移動支援事業は、屋外での移動に困難のある障害者及び5歳以上の障害児（以下「障害者・児」という。）に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に規定する移動支援事業として、外出のための支援を行うことにより、障害者・児の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(事業者の登録)

第2条 東大阪市移動支援事業者の登録については、移動支援事業を行う事業所（以下「移動支援事業所」という。）が、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（法第5条に規定する居宅介護、同行援護または行動援護に係る事業に限る。）の指定を受けていることを要件とし、その登録は移動支援事業所ごとに行う。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の登録を行わない。

- (1) 申請者が法人でないとき
- (2) 申請者の役員又はそのサービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業をいう。）を管理する者（以下、「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- (3) 申請者の役員等が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下、「政令」という。）第22条第1項及び第2項で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- (4) 申請者の役員等が、労働に関する法律の規定であって政令第22条の2で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- (5) 申請者の役員等が、東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者であるとき
- (6) 申請者の役員等が、第9条の規定により登録を取り消され、又は障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合に法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、その指定を取り消され、そのいずれかの日から起算して5年を経過しない者（当該取り消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に申請者の役員等であった者で当該取り消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。

ただし当該登録又は指定の取り消しが、事業者（移動支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者をいう。以下この号及び次号において同じ。）の登録又は指定の取り消しのうち当該登録又は指定の取り消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する登録又は指定の取り消しに該

当しないこととすることが相当であると認められるものとして障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(以下、「省令」という。) 第34条の20の2の規定に該当する場合を除く。

- (7) 省令第34条の20の3に規定する申請者と密接な関係を有する者が、法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該登録又は指定の取り消しが、事業者の登録又は指定の取り消しのうち当該登録又は指定の取り消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する登録または指定の取り消しに該当することとすることが相当であると認められるものとして省令第34条の20の2の規定に定めるものに該当する場合を除く。
- (8) 申請者の役員等が、第9条の規定による登録の取り消し又は法第50条第1項による指定の取り消しの処分にかかる行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第4条第2項の規定による事業の廃止の届出又は法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 申請者の役員等が、第8条第4項に規定される調査又は法第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。) の規定による検査が行われた日から聴聞予定日(当該検査の結果に基づき法第50条第1項の規定による指定の取り消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として省令第34条の20の4の規定により通知される聴聞予定日)までの間に第4条第2項の規定による事業の廃止の届出又は法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から起算して5年を経過していないものであるとき。
- (10) 第8号に規定する期間内に法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。) の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (11) 申請者が登録申請前5年以内に障害福祉サービス事業、又は地域生活支援事業に関し著しく不当な行為、不正又は取り消し等の処分を受けた申請者の役員、管理者及び密接に関わったことが認められる者であるとき
- (12) その他市長が適当でないとき

(事業者に係る登録の申請)

第3条 前条の規定に基づき、移動支援事業者の登録を受けようとする者は次号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域生活支援事業(移動支援事業)者登録申請書(様式登一1)
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 印鑑証明書

- (4) 指定居宅介護事業者、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者(以下、「居宅介護事業者等」という。)の指定を受けたことを証する書類の写し(原本証明要)
 - (5) 登録に係る記載事項(様式移一1)
 - (6) 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表(様式移一2)
 - (7) 組織体制図(添付書類第1号)
 - (8) 管理者経歴書(添付書類第2号)
 - (9) サービス提供責任者経歴書(添付書類第2号)
 - (10) 事業所の平面図(添付書類第4号)
 - (11) 事業所内外の写真
 - (12) 主たる対象者を特定する理由(主たる対象者を特定する場合)(添付書類第6号)
 - (13) 利用者に負担を強いるサービスとその金額の一覧(添付書類第8号)
 - (14) 損害賠償発生時の対応方法を明示する書類
 - (15) 添付書類一覧
 - (16) 従業者が別表1に定める資格を有していることを証明する書類の写し
 - (17) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者(法第5条に規定する居宅介護、同行援護又は行動援護に係る事業に限る)に係る指定申請が前項の申請と同時にされた場合は、前項の規定にかかわらず、前項第2号及び第3号は写しでよいものとする。
 - 3 市長は、登録することを適当と認めたときは、申請者に対して地域生活支援事業者登録通知書(様式登一2)により通知するものとする。
 - 4 市長は、登録することを不相当と認めたときは、申請者に対して地域生活支援事業者登録却下通知書(様式登一3)により通知するものとする。
 - 5 登録の有効期間は、登録の日から当該指定居宅介護事業の指定の有効期間の満了日までとする。なお、指定同行援護事業、指定行動援護事業の指定が別日の場合は指定同行援護事業の有効期間の満了日までとする。

(変更等の届出)

- 第4条 移動支援事業者は、移動支援事業所の名称及び所在地その他提出書類の内容に変更があったときは、別に定めるとおり10日以内に地域生活支援事業者登録事項変更届出書(様式登一1の2)により市長に届け出なければならない。
- 2 移動支援事業者は、登録にかかる移動支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その1月前までに、再開するときは、10日以内に、移動支援事業廃止(休止・再開)届出書(様式登一5)により市長に届け出なければならない。

(登録の更新)

- 第5条 第3条第5項の有効期間を満了した後も引き続き事業を実施しようとする事業者は、登録の更新を行わなければならない。
- 2 更新を行おうとする事業者は、地域生活支援事業(移動支援事業)登録申請書(様式登一1)を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定居宅介護事業者等の指定を受けたことを証する書類の写し(原本証明要)
 - (2) 東大阪市地域生活支援事業(移動支援事業)の事業者登録に係る記載事項(様式移一1)
 - (3) 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表(様式移一2)
 - (4) 事業所の組織体制図(添付書類第1号)
 - (5) 従業者の資格を証する書類(写し)
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、第2項の登録申請書の提出があった場合は、前条の規定に準じて審査を行い、その結果を通知するものとする。

(事業者の人員、設備及び運営等の基準)

第6条 事業者の人員、設備及び運営に関する基準については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)(以下、「基準省令」という。)における指定居宅介護事業者等として定められた基準のうち次に掲げる事項を移動支援事業として準用する。

- (1) 基準省令第9条に定める内容及び手続きの説明及び同意に関すること。
- (2) 基準省令第11条に定める提供拒否の禁止に関すること。
- (3) 基準省令第12条に定める連絡調整に対する協力に関すること。
- (4) 基準省令第13条に定めるサービス提供困難時の対応に関すること。
- (5) 基準省令第14条に定める受給資格の確認に関すること。
- (6) 基準省令第15条に定める移動支援事業に係る補助金の支給の申請に係る援助に関すること。
- (7) 基準省令第16条に定める心身の状況等の把握に関すること。
- (8) 基準省令第17条に定める指定障害福祉サービス事業者等との連絡等に関すること。
- (9) 基準省令第18条に定める身分を証する書類の携行に関すること。
- (10) 基準省令第19条に定めるサービスの提供の記録に関すること。
- (11) 基準省令第20条に定める移動支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金額の支払いの範囲等に関すること。
- (12) 基準省令第21条第3項、第4項及び第5項に定める利用者負担額等の受領に関すること。
- (13) 基準省令第28条に定める緊急時等の対応に関すること。
- (14) 基準省令第29条に定める支給決定障害者等に関する市町村への通知に関すること。
- (15) 基準省令第30条に定める管理者及びサービス提供責任者の責務に関すること。
- (16) 基準省令第31条に定める運営規程に関すること。
- (17) 基準省令第33条に定める勤務体制の確保等に関すること。
- (18) 基準省令第34条に定める衛生管理等に関すること。
- (19) 基準省令第35条に定める掲示に関すること。
- (20) 基準省令第36条に定める秘密保持等に関すること。
- (21) 基準省令第37条に定める情報の提供等に関すること。
- (22) 基準省令第38条に定める利益供与等の禁止に関すること。
- (23) 基準省令第39条に定める苦情解決に関すること。

- (24) 基準省令第 40 条に定める事故発生時の対応に関する事。
- (25) 基準省令第 41 条に定める会計の区分に関する事。
- (26) 基準省令第 42 条に定める記録の整備に関する事。

2 事業所は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 移動支援事業は、利用者が余暇活動などの社会参加が円滑にできるよう、当該利用者の身体及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。
- (2) 移動支援の提供にあたっては同項第 6 号に規定する移動支援計画に基づき、利用者が円滑に社会参加できるように必要な援助を行うこと。
- (3) 移動支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (4) 移動支援の提供にあたっては、移動(介護)技術の進歩に対応し、適切な移動(介護)技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。
- (6) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した移動支援計画を作成しなければならない。また移動支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容の説明をするとともに、移動支援計画を交付しなければならない。
- (7) サービス提供責任者は、移動支援計画作成後においても、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行うものとする。
- (8) 第 6 号の規定は、前号に規定する移動支援計画の変更について準用する。
- (9) 同条第 1 項第 10 号に掲げる内容については、移動支援を提供した際は、当該移動支援の提供日、支援内容(サービス提供を行った出発地点から目的場所(名称)・目的場所(名称)から終了地点、もしくは詳細の地域名並びに利用者の様子や状況等)、利用した交通機関、使用した料金その他必要事項を、移動支援の提供の都度記録しなければならない。また、その記録に際しては、利用者等から移動支援を提供したことについて提供の都度確認を受けなければならない。
- (10) 事業者は、移動支援事業を実施する際には、損害保険等に加入すること。
- (11) 事業者は、移動支援事業を実施する際には、利用者の人格を尊重するとともに、利用者のため忠実にその職務を遂行すること。

(従業者の資格要件)

第 6 条の 2 事業者は、サービス提供を行うにあたって、従業者の資格を別表 1 に定めるとおりとする。

(禁止事項)

- 第 7 条 事業者は、移動支援事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 利用者は、移動支援事業に係る利用の権利を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。
 - 3 事業者は、その従業者と利用者が配偶者又は 2 親等以内の親族(姻族を含む。) の関係にあるときは、その従業者を当該利用者に対するサービス提供にあたらせてはならない。

- 4 利用者は、移動支援事業を現に利用している時間帯に他の地域生活支援事業（日常生活用具等給付事業を除く。）のサービス提供を受けることは出来ない。
- 5 利用者は、移動支援事業を現に利用している時間帯に法第 5 条に規定する障害福祉サービスのサービス提供を受けることはできない。

（調査及び指導監査）

第 8 条 調査及び指導監査については、東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）第 14 条及び東大阪市移動支援事業実施要綱に基づき行うこととする。

- 2 市長は、第 2 条の規定により登録を行った移動支援事業者に対し、人員設備及び運営に関する事項、移動支援費の請求に関する事項及び給付対象サービスの内容その他必要と認める事項について調査及び指導監査を行い、移動支援事業者の適正な事業運営を図ることとする。
- 3 市長は、移動支援事業のために必要があると認めるときは、移動支援利用者（移動支援利用者が児童である場合はその保護者）、移動支援利用者の配偶者若しくは移動支援利用者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは掲示を求め、又は本市の職員に質問させることができる。
- 4 市長は、移動支援事業のために必要があると認めるときは、移動支援事業者又は移動支援事業所の従業者その他移動支援事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは掲示を求め、又は本市の職員に質問させることができる。
- 5 移動支援事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査並びに指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 第 2 項の調査及び第 3 項の規定による調査又は指導監査を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（移動支援事業者の登録の取り消し）

第 9 条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合においては、事業者に係る登録を取り消し、又は期間を定めてその効力の全部若しくは一部を停止することが出来る。

- （1） 補助金交付要綱に基づく補助金の請求に関し不正があったとき。
- （2） 移動支援事業者又は移動支援事業所の従業者その他移動支援事業に携わる者が、前条の規定により、物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は指導監査に協力せず、又は指導若しくは助言に従って必要な改善を行わないとき。
- （3） 移動支援事業者が、不正な手段により第 2 条に規定する登録を受けたとき。
- （4） 法第 36 条に規定する障害福祉サービス事業者指定（居宅介護、同行援護または行動援護の指定に限る。）を受けている移動支援事業者が、法第 50 条の規定により当該指定を取り消しされたとき。
- （5） 移動支援事業者が、第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当したとき。
- （6） 事業所が第 6 条第 1 項に掲げる事業者の人員及び設備基準の要件を満たすことが出来なくなったとき。

- (7) 前各号に掲げるほか、事業者が、移動支援のサービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - (8) 第7条に該当したとき。
 - (9) その他、市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止したときは、登録取り消し等通知書（様式登-4）により事業者に通知するものとする。
- 3 同条第1項に係る取り消し等を行った場合においては、その旨を公表するものとする。

（対象者）

第10条 移動支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって市内に居住地を有する障害者・児（障害児にあつてはその保護者を含む。）とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、次に掲げるもの
 - (ア) 両上肢、両下肢いずれにも身体障害者障害程度等級表に定める1級の障害が認められる肢体不自由の者
 - (イ) 体幹機能又は二肢以上に障害が認められ、肢体不自由に係る総合等級が1・2級と認定される者又は身体障害者障害程度等級表に定める1・2級の心臓機能障害、じん臓機能障害、肝臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう若しくは直腸の機能障害、小腸機能障害若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある者で、法第20条第2項の規定による調査により障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第4号イ、第5号イ、第6号イ又は第7号イのいずれかの状態に該当するものであり、かつ「歩行」「移乗」「移動」「交通手段の利用」のいずれにも「支援が不要」がないもの
 - (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けていない者で知的障害者更生相談所、児童相談所若しくは医師の意見を踏まえて療育が必要と市長が認めたものであって、1人での外出が困難なもの
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳保持者、精神障害を支給事由とする障害年金受給者・特別障害給付金受給者、法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）の保持者又はこれらの者に該当しない者で医師の診断書により精神上の疾病があり、1人での外出が困難であると市長が認めたもの
- 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる者については、移動支援事業の対象者とする。
- (1) 法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であつて同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）が市内である者
 - (2) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病等患者」という。）であつて市内に居住地を有する者で以下のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第20条第2項の規定による調査により障害支援区分に係る市町村審査会による審

- 査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号）第 1 条第 4 号イ、第 5 号イ、第 6 号イ又は第 7 号イのいずれかの状態に該当するものであり、かつ「歩行」「移乗」「移動」「交通手段の利用」のいずれにも「支援が不要」がない者
- (イ) (ア) 以外の者

(利用の申請等)

- 第 11 条 移動支援事業を利用しようとする者は、地域生活支援事業利用（変更）申請書兼利用者負担上限額減額・免除等（変更）申請書（様式共-1）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第 1 号に掲げる書類については、法に規定する障害福祉サービス若しくは他の地域生活支援事業に係る申請又は第 2 号の調査の同意書に基づく調査により当該年度の所得を本市が確認できる場合は、この限りでない。
- (1) 当該障害者・児の属する世帯の当該年度分の市町村民税額を証明する書類又は収入申告書（様式共-2）
- (2) 調査の同意書（様式共-3）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第 1 項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、移動支援事業の利用の可否を決定するものとする。
- 4 市長は、移動支援事業を利用することができる旨の決定をしたときは、申請者に対し、地域生活支援事業利用決定通知書（様式共-4）により通知するとともに、契約内容表（様式共-5）を交付するものとする。
- 5 市長は、移動支援事業を利用することができない旨の決定をしたときは、却下決定通知書（様式共-6）により申請者に通知するものとする。
- 6 申請者は、氏名又は居住地に変更が生じた場合は、申請内容変更届出書（様式共-7）に地域生活支援事業利用決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 7 申請者は、申請するサービスの種類等若しくは所得区分の変更をしようとする場合、又は利用の中止をしようとする場合は、地域生活支援事業利用（変更）申請書兼利用者負担上限額減額・免除等（変更）申請書に地域生活支援事業利用決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 8 市長は、前項の申請により変更が生じた場合については、申請者に対し、地域生活支援事業利用変更決定通知書（様式共-8）により通知するとともに、契約内容表を交付するものとする。

(利用時間数)

- 第 12 条 前条第 3 項の決定を行う場合の申請者の利用時間数は、対象者ごとに別表 2 に定める時間の範囲内を基準とする。
- 2 次条に規定する 2 人派遣の要件を満たした者については、別表 2 に定める時間に 2 を乗じた時間の範囲内を基準とする。

(2 人派遣の要件)

- 第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たす場合に限り、同時に 2 人の従業者を 1

人の利用者に対して移動支援事業のサービス提供を行うことを認めるものとする。

- (1) 利用者の身体的理由により1人の移動支援従事者による移動支援が困難な場合
- (2) 著しい自傷・他傷行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他利用者の状況等から判断して、前2号に準ずると認められる場合

(他の障害福祉サービスとの調整)

第14条 市長は、申請者が重度訪問介護、行動援護、同行援護又は重度障害者等包括支援に係る法第19条第1項に規定する支給決定を受けている場合は、第11条第3項の決定を行わないものとする。ただし、行動援護を利用することについて、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用手続等)

第15条 移動支援事業の利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が移動支援事業を利用しようとするときは、地域生活支援事業利用決定通知書及び契約内容表を事業者に提示するとともに事業者と契約しなければならない。

2 事業者は、利用者から提示のあった契約内容表に次の各号に定める事項を記載し、事業者確認印を押印した上で、当該契約内容表の写しを市長へ提出するものとする。

- (1) 事業者及びその事業所の名称
- (2) 契約支給量
- (3) 契約日

3 利用者が事業者との契約を終了しようとするときは、契約内容表を事業者に提示し、サービス提供終了日の記載及び事業者確認印を受けるものとする。

4 事業者は、前項の契約内容表の写しを市長へ提出するものとする。

(サービス提供の内容)

第16条 移動支援事業に係るサービスは、利用者の希望により次のとおり区分するものとする。

- (1) 個別支援型 障害者・児の外出における個別への移動支援
- (2) グループ支援型 二人の障害者・児等からなるグループの外出における移動支援

2 事業者は、次の各号に掲げる支援をすべて行うものとする。

- (1) 外出時の利用者の健康面の管理
- (2) 外出の準備に伴う支援(整容、手荷物準備等)
- (3) 外出に伴う支援
- (4) 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
- (5) 外出から帰宅した直後の対応支援(荷物整理等)

3 個別支援型の支援を行う場合は、その始点又は終点のいずれかは利用者の居宅でなければならない。

(サービスの適用範囲等)

第17条 利用者に対するサービスの適用範囲は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 保険医療機関等への受診(入退院時及び見舞いは可。)
- (2) 通勤又は営業活動等の経済活動に係る外出
- (3) 通園又は通学(保護者の短期間の疾病や入院による緊急時の通学バスのバス停までの送迎等は、連続して3日間までは事前の手続きなしで送迎可能。その他、保護者のやむを得ない事情により市長が利用を認めた場合を除く。)
- (4) 移動支援を行う法人が運営する障害者、高齢者又は児童に係るサービス事業所が主催する活動への参加のための外出
- (5) 移動支援を行う法人が運営する高齢者、障害者又は児童に係るサービス事業所の同一敷地内における活動(ただし保護者会等が主催する活動への参加は除く。)
- (6) 東大阪市内の短期入所事業所への入退所(市外の短期入所事業所において送迎無しの場合には可能。)
- (7) 障害児通所支援事業所(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)への移動
- (8) 地域活動支援センターⅡ型、Ⅲ型、日中短期入所事業所への移動
- (9) 日中活動系障害福祉サービス事業所(生活介護、就労継続支援、就労移行、自立訓練)への移動(恒常的にならない利用は可能。)
- (10) 事業所の便宜上における外出
- (11) 社会通念上適当でない外出
- (12) 前各号の定めのほか、通年かつ長期にわたる外出

(交通費等の負担)

第18条 移動支援事業のサービス利用の際に生じる交通費(利用者とサービスを提供した従業員の両者分)及び娯楽施設等に入場した際の入場料等は、事業者と利用者の契約の定めに基づき、利用者が負担するものとする。

(収入の申告)

第19条 利用者は、移動支援事業のサービス提供を受ける年度ごとに第11条第2項第1号に規定する書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出は、毎年度6月末日までに行うものとする。

(利用料の徴収)

第20条 事業者は、移動支援事業に係るサービス提供を行ったときは、補助金交付要綱に定めるところにより、利用者から利用料を徴収するものとする。

(利用料の上限管理)

第21条 市長は、移動支援事業の利用料について上限管理を行うため、利用決定(申請内容に変更についての決定の場合を含む。)の際、移動支援事業利用料管理表を申請者(利用料が免除されている者を除く。)に交付するものとする。

2 利用者(利用料が免除されている者を除く。この条において同じ。)は、第15条の利用手続及びサービス提供を受ける際、移動支援事業利用料管理表を事業者に提示しなければならない。

3 事業者は、利用者へのサービス提供の際、移動支援事業利用料管理表へ利用料の記載を行うものとし、その月における利用料の累計が補助金交付要綱に定める上限を超える場合は利用料を徴収しない。

(利用料の上限額の変更)

第22条 市長は、利用料を支払うことにより利用者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属すると認められる場合には、補助金交付要綱に定める利用料の上限額を変更することができる。

2 前項の規定による上限額の変更の申請は、利用者が地域生活支援事業利用料上限額変更申請書（様式共-9）を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用料の上限額の変更を行ったときは、地域生活支援事業利用料上限額変更通知書（様式共-10）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、利用料の上限額の変更を行わないときは、地域生活支援事業利用料上限額変更却下通知書（様式共-11）により申請者に通知するものとする。

(サービス提供の費用の算定)

第23条 第13条の2人派遣の場合におけるサービス提供に要する費用は、それぞれの従業者について算定する。

(利用決定の取り消し)

第24条 市長は、利用者が移動支援事業の対象者でなくなった場合、又は市長が利用を不相当と認めた場合は、既に行っている利用決定を取り消すことができる。

2 市長は、利用決定を取り消したときは、利用決定取消通知書（様式共-12）により利用者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第25条 市長は、事業者が利用者へ移動支援事業のサービス提供を行った場合は、補助金交付要綱に定めるところにより事業者に対し補助金を交付する。

2 市長は、移動支援事業のサービス提供を行った月の属する年度分に限り補助金を交付するものとし、前年度に行った移動支援事業に係る補助金は交付しない。

(細目)

第26条 この要綱の施行に関し、必要な事項及び定めのない事項に関しては、福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 平成18年度に限り、第10条中「5歳以上」とあるのは、「4歳以上」とする。

3 前項の規定の適用を受けた5歳未満の障害児については、5歳に達するまでの間は引き続き移動支援事業を利用することができる。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

	資格の種類	利用者の障害種別						
		身体障害者 (ア) (イ) 第 3 条第 1 項第 1 号 全身性障害等	知的 障害者	精 神 障 害 者	難 病 等 患 者	障害児		
						身 体 障 害 者 に 準 じ	知 的 障 害	精 神 障 害
1	介護福祉士	×	○	○	○	×	○	○
2	実務者研修修了者	×	○	○	○	×	○	○
3	居宅介護従業者養成研修							
	(1) 障害者・児ホームヘルパー養成研修 1 級課程修了者	×	○	○	○	×	○	○
	(2) 同 2 級課程修了者	×	○	○	○	×	○	○
	(3) 同 3 級課程修了者	×	○	○	○	×	○	○
4	重度訪問介護従業者養成研修修了者 (日常生活支援従業者養成研修課程修了者)	○	×	×	×	○	×	×
5	行動援護従業者養成研修課程修了者	×	○	○	○	×	○	○
6	難病患者等ホームヘルパー養成研修課程修了者	×	×	×	○	×	×	×
7	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修							
	(1) 介護職員初任者研修課程修了者	×	○	○	○	×	○	○
	(2) 介護職員基礎研修課程修了者	×	○	○	○	×	○	○
	(3) (介護職員養成研修課程修了者) 1 級訪問介護員	×	○	○	○	×	○	○
	(4) 2 級介護職員	×	○	○	○	×	○	○
	(5) 3 級介護職員	×	○	○	○	×	○	○
8	ガイドヘルパー養成研修							
	(1) 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者	○	×	×	×	○	×	×

	(2) 知的障害者研修課程 修了者	×	○	○	×	×	○	○
	(3) 精神障害者研修課程 修了者	×	×	○	×	×	×	○
9	市長がガイドヘルパー養成研修を実施し、認めた者 全身性障害者コース							
	(1) 平成14～10年度	○	×	×	×	○	×	×
	(2) 平成9年度以前	○	×	×	×	○	×	×

備考)

- 1 看護師及び准看護師については、表に定める2居宅介護従業者養成研修を修了した者の(1)障害者・児ホームヘルパー養成研修1級課程を修了した者と同等の扱いとする。
- 2 この表に定めるほか、他の市町村長が実施した研修のうち、市長が特に必要と認めたものを受講した場合については、従業者の資格として認めるものとする。
- 3 都道府県知事が、移動支援に必要な知識と技術を有する者に交付した「証明書」(みなし資格)については、本市が認める資格の対象外とする。

別表2 (第12条関係)

	対象者	利用時間
(1)	第10条第1項第1号(ア)又は(イ)	50時間
(2)	第10条第1項第2号	50時間
(3)	第10条第1項第3号	30時間
(4)	第10条第1項各号いずれかに該当する小学生以下の障害児	30時間
(5)	(4)を除く障害児	40時間
(6)	第10条第2項第1号のうち65歳未満の者	20時間
(7)	第10条第2項第1号のうち65歳以上の者	10時間
(8)	第10条第2項第2号(ア)に該当する者	30時間
(9)	第10条第2項第2号(イ)に該当する者	20時間